

令和5年9月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「条例案」 10件	
1	秋田市職員給与条例の一部を改正する件 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号):令和5年4月28日公布、一部を除き令和5年9月1日施行	○改正理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正(令和5年法律第14号)等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 公布の日から
2	秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する件	○改正理由 上北手地区コミュニティセンターの移転に伴い、その位置の表示を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 上北手地区コミュニティセンターの位置の表示を「秋田市上北手猿田字四ツ小屋29番地1」から「秋田市上北手猿田字苗代沢37番地1」に改める。 ○施行期日 令和5年10月10日から
3	秋田市印鑑条例の一部を改正する件 ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号):令和3年5月19日公布、一部を除き令和5年5月11日施行	○改正理由 コンビニエンスストア等における印鑑登録証明書の交付について、移動端末設備を利用して申請することができることとするため、改正しようとするもの ○改正要旨 印鑑の登録の証明を受けようとする者は、移動端末設備を利用して多機能端末機により申請することができることとする。 ○施行期日 規則で定める日から

<p>4 秋田市手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）：令和5年6月14日公布、一部を除き政令で定める日施行</p>	<p>○改正理由 旅館業法の一部改正（令和5年法律第52号）に伴い、事業譲渡に係る旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に関する手数料を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 新たに事業譲渡に係る旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料を定める。</p> <p>○施行期日 規則で定める日から</p>
<p>5 秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する件</p> <p>・生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）：令和5年6月14日公布、一部を除き政令で定める日施行</p>	<p>○改正理由 旅館業法の一部改正（令和5年法律第52号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 規則で定める日から</p>
<p>6 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）：令和5年6月16日公布、一部を除き令和5年9月16日施行</p>	<p>○改正理由 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（令和5年法律第58号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
<p>7 秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 リフレッシュガーデンの管理を指定管理者に行わせることとするとともに、その利用料金等を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 リフレッシュガーデンの管理を指定管理者に行わせることができることとする。 2 利用者は、リフレッシュガーデンの利用料金を指定管理者に支払わなければならないこととする。 3 リフレッシュガーデンの利用料金の限

	<p>度額を定める。</p> <p>4 リフレッシュガーデンの利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受することとする。</p> <p>5 リフレッシュガーデンの利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めること等とする。</p> <p>6 指定管理者が行う業務は、リフレッシュガーデンの利用の許可に関すること等とする。</p> <p>7 1から6までのほか、利用料金の不還付および減免ならびに指定管理者が行う管理の基準について規定する。</p> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。ただし、利用料金の承認等に関する規定は同年3月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>8 秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 中央卸売市場の花き部を公設地方卸売市場（以下「市場」という。）に転換するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 市場の面積を136,376平方メートルから139,520平方メートルに改める。</p> <p>2 花き部の取扱品目、卸売業者および仲卸業者の数の最高限度ならびに保証金の額について規定する。</p> <p>3 市場運営協議会および市場取引委員会の委員の定数を、それぞれ15人以内から20人以内に改める。</p> <p>4 花き部に係る市場使用料を定める。</p> <p>5 秋田市中心卸売市場業務条例を廃止する。</p> <p>6 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正し、規定を整備する。</p> <p>7 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。7の一部は令和</p>

		<p>5年10月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
9	<p>秋田市立学校設置条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 下北手中学校および城東中学校の統合に伴い、下北手中学校を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 下北手中学校を削る。</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日から</p>
10	<p>秋田市火災予防条例の一部を改正する件</p> <p>・消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第40号）：令和5年5月31日公布、一部を除き令和6年1月1日施行</p>	<p>○改正理由 蓄電池設備を設置する際の構造に関する基準等を改めるとともに、固体燃料を使用する厨房設備に係る離隔距離を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 キュービクル式以外の変電設備等についても、建築物等の部分との間に換気等に支障のない距離を保つこととする。 2 蓄電池設備を設置する際の基準となる容量ならびに同設備の位置、構造および管理に関する基準を改める。 3 火を使用する設備等として設置の届出をしなければならない設備から蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととする。 4 固体燃料を使用する厨房設備に係る離隔距離を定める。 5 その他規定を整備する。 <p>○施行期日等 令和6年1月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>「 単 行 案 」 7 件</p>		
11	<p>字の区域を変更する件</p>	<p>○十八石堰地区県営農地中間管理機構関連ほ場整備事業の施行に伴い、字の区域を変更するため、議会の議決を求めようとするもの</p>

変更前の字の区域	変更後の字の区域
秋田市檜山字石塚谷地 454番3から454番11まで、454番13から454番16までおよびこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	秋田市上北手荒巻字鳥越
秋田市上北手荒巻字割田 4番、6番から9番まで、30番から32番までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	秋田市上北手荒巻字前田

12 秋田市立日新小学校増改築建築工事請負契約の変更契約を締結する件	<p>※提出根拠法：地方自治法第260条第1項</p> <p>○秋田市立日新小学校増改築建築工事請負契約の変更契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決年月日 令和5年3月22日 ・議案番号 令和5年議案第70号 ・工事場所 秋田市新屋栗田町24番1号 ・変更事項 契約金額「2,911,700,000円」を「2,932,600,000円」に変更するもの ・契約先 住建・珍田・伊藤工業建設工事共同企業体 ・変更理由 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価が、同年2月以前の単価に比して上昇したことによる。 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
13 河辺市民サービスセンター大規模改修建築工事請負契約を締結する件	<p>○河辺市民サービスセンター大規模改修建築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2 ・契約金額 594,000,000円 ・契約先 中田・栗野・田村特定建設工事共同企業体 ・工期 令和7年1月31日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 外部改修工事 内部改修工事 昇降機改修工事 車庫棟改修工事ほか

		※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
14	河辺市民サービスセンター大規模改修電気設備工事請負契約を締結する件	<p>○河辺市民サービスセンター大規模改修電気設備工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2 ・契約金額 208,865,800円 ・契約先 三菱マテリアル電子化成・加島電気工事特定建設工事共同企業体 ・工期 令和7年1月31日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 受変電設備 非常用発電機設備 幹線設備 電灯設備ほか <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
15	河辺市民サービスセンター大規模改修機械設備工事請負契約を締結する件	<p>○河辺市民サービスセンター大規模改修機械設備工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2 ・契約金額 244,750,000円 ・契約先 羽後設備・山二施設特定建設工事共同企業体 ・工期 令和7年1月31日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 空調設備 換気設備 衛生器具設備 給水設備ほか <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
16	古川排水機場本体整備工事請負契約を締結する件	<p>○古川排水機場本体整備工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市四ツ小屋字中山地内 ・契約金額 967,890,000円 ・契約先 伊藤工業・英明・加藤建設特定建設工事共同企業体 ・工期 令和8年3月19日まで

17	古川排水機場機電設備整備工事請負契約を締結する件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事概要 整備延長 L=475.0m 排水機場本体 連絡道路 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項 <p>○古川排水機場機電設備整備工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事場所 秋田市四ツ小屋字中山地内 ・ 契約金額 1,552,100,000円 ・ 契約先 荏原・能登谷・秋田電機建設工事共同企業体 ・ 工期 令和8年3月19日まで ・ 工事概要 機械設備 電気設備 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
「 予 算 案 」 3 件		
18	令和5年度秋田市一般会計補正予算（第6号）の件	○資料別紙
19	令和5年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件	
20	令和5年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件	
「 決算認定 」 3 件		
21	令和4年度秋田市水道事業会計決算認定の件	○資料別紙
22	令和4年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	
23	令和4年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件	
「 追加提案 」		

「人事案」 4件

- | | | |
|----|--------------------------|---|
| 24 | 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件 | ○人権擁護委員高井志津子氏の退任（令和4年7月12日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
・任期3年
※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項 |
| 25 | 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件 | ○人権擁護委員加賀谷ユウ子氏の任期満了（令和5年12月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
・任期3年
※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項 |
| 26 | 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件 | ○人権擁護委員乳井康雄氏の任期満了（令和5年12月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
・任期3年
※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項 |
| 27 | 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件 | ○人権擁護委員佐藤博美氏の任期満了（令和5年12月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
・任期3年
※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項 |

「決算認定」 1件

- | | | |
|----|-------------------------------|--|
| 28 | 令和4年度秋田市一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件 | |
|----|-------------------------------|--|